防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書

我が国は、世界的な異常気候変動の影響を受け、地震、台風、豪雨等による河川の氾濫、土砂崩落などによる甚大な被害を被っている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は喫緊の課題となっている。

こうした状況を受けて、国においては、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、令和2年度までの3年間で集中的に実施することとして「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、国と地方が一体となってその取組を迅速に進めているところである。

本市では、南海トラフ地震の発生を始め近年の頻発化・激甚化している浸水被害の発生も危惧されることから、幹線道路の整備、橋梁の耐震化、防災拠点となる公共施設の耐震化など、計画的に取組を進めている。

しかしながら、災害リスクを低減し、国民の生命や財産を守るとともに、強靱な経済基盤を構築するためには、中長期的な視点が不可欠であり、今後も、耐震対策、河川改修等の防災対策や重要インフラの機能強化を推進するなど、防災・減災、国土強靱化を更に加速させていく必要がある。

よって、国に対し、来年度以降も着実な、防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、5年以上の期間延長と対象事業を拡充すること
- 2 防災・減災、国土強靱化を着実に推進するため、安定的・持続的に必要十分 な予算を新たな財源措置、別枠により総額を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日